

これからの更生保護事業に関する有識者検討会（第7回）議事録

1. 日 時 平成31年1月28日（月）午前10時30分から午後0時30分まで

2. 場 所 法務省20階会議室

3. 出 席 者

（座 長）横田尤孝（弁護士・元最高裁判所判事）

（座長代理）安部哲夫（獨協大学法学部教授）

（構 成 員）伊藤富士江（上智大学総合人間科学部教授）

坂井文雄（全国更生保護法人連盟理事長）

田中常弘（更生保護法人富山養得園理事長）

谷口太規（弁護士）

森山秀実（更生保護法人東京実華道場

更生保護施設ステップ竜岡施設長）

湯川智美（社会福祉法人六親会常務理事）

4. 発言内容

報告書（提言）の内容について議論がなされた。

【報告書（提言）の全体構成について】

- ・提言で掲げる各事項は、誰が、どのように取り組むべきなのかが明確になるようにすべきである。
- ・施策として具体性のあるもの、たとえば、フォローアップや拠点事業などを中心に提言をまとめるべきである。

【報告書（提言）の各論点について】

- ・更生保護施設で受け入れている刑務所出所者等のうち、こういった属性の対象者に、どのような課題があるのかについて整理することが必要と思われる。
- ・科学的根拠に基づいた処遇や効果検証を更生保護施設で推進していくためには、更生保護に関連する分野の研究者等の外部専門家の協力を得ていくことが重要である。これを促進するためには、更生保護事業の研究分野としての裾野を広げるとともに実務家と研究者との連携を図るための具体的な方法論を盛り込む必要があると考える。
- ・職員体制の整備については、実現は容易ではないものの、指針を示すだけでは足りない。形やコンセプトだけでは実現は難しいため、先行的な事例作りやパイロット的な取組についても提言に盛り込むべきである。
- ・再犯防止推進法が施行され、今後は、地域との連携がますます求められていくため、地方自治体と連携して新しく事業を始めていくことも推奨していくべきではないか。

- ・ 公益事業は、経営の安定ではなく地域との相互連携が目的であり地域貢献につながるものである。